

勤勞顯功章令施行規則

(昭和十七年九月十九日  
厚生省令第四十五號)

- 第一條 勤勞顯功章令第一條第一項ノ規定ニ依リ勤勞顯功章ヲ授與セラルベキ者ハ本令ニ定ムル地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)又ハ鑛山監督局長ノ表彰(以下地方表彰ト稱ス)ヲ受ケタル者ノ中ヨリ之ヲ銓衡スルモノトス但シ特別ノ事情アルトキハ地方表彰ヲ受ケザル者ニ付テモ之ヲ銓衡スルコトアルベシ
- 第二條 勤勞顯功章ヲ授與セラルベキ者ニハ其ノ授與前死亡シタルトキト雖モ仍之ヲ授與ス
- 第三條 勤勞顯功章ヲ授與セラレタル者受章者タルノ面目ヲ毀損スルニ至リタルトキハ之ヲ返納セシムルコトアルベシ
- 第四條 勤勞顯功章ヲ授與セラレタル者之ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ厚生大臣ハ願出ニ依リ之ヲ再下付スルコトアルベシ
- 前項ノ規定ニ依リ勤勞顯功章ノ再下付アリタル後亡失ノ勤勞顯功章ヲ發見シタルトキハ速ニ厚生大臣ニ其ノ一ヲ返納スベシ
- 第五條 勤勞顯功章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコトヲ得
- 第六條 勤勞顯功章ヲ授與シタルトキ又ハ第三條ノ規定ニ依リ之ヲ返納セシメタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ公示ス
- 第七條 勤勞顯功章ハ式典其ノ他ノ廉アル場合ニ之ヲ佩用スルモノトス
- 第八條 地方表彰ハ勤勞顯功章令第一條第一項ノ工

場、鑛山又ハ事業場ノ勤勞者ニシテ其ノ職務ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ擧ゲタルモノニ地方長官又ハ鑛山監督局長勤勞章ヲ授與シテ之ヲ爲スモノトス

- 第九條 勤勞章ノ形狀及制式附圖ノ如シ
- 第十條 勤勞章ハ之ヲ右肋ニ佩ブルモノトス
- 第十一條 第二條乃至第五條及第七條ノ規定ハ勤勞章ニ之ヲ準用ス但シ第四條中厚生大臣トアルハ地方長官又ハ鑛山監督局長トス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則



側面	裏面	表面		大サ	地質	制式
		神像ノ部	玉ノ部			
銀色磨仕上	銀色梨地仕上	浮彫銀色	丸玉銀色磨仕上 曲玉銅色磨仕上	上圖ノ通	銀色金屬	

勞務調整令施行規則中改正の件公布

勞務調整令施行規則中改正の件は昭和十七年九月九日付官報を以て左の如く公布せられた。

勞務調整令施行規則中改正ノ件

(昭和十七年九月九日  
厚生省令第四十三號)

昭和十六年十月十二日厚生省令第六十四號勞務調整令施行規則中左ノ通改正ス

様式第六號中(注意)ノ項ヲ左ノ如ク改ム

(注意)「本期雇入計畫數」欄中「認可ヲ受ケテ雇入レントスル一般青壯年」中ニハ職業紹介規程第三章ノ適用ヲ受ケル學校等ノ卒業者(昭和十六年十二月以後卒業シタル者ニ限ル)ニシテ卒業後二年ヲ經過セザルモノハ之ヲ含マシメザルコト

附則

本令ハ昭和十七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民職業能力申告令中改正の件公布

國民職業能力申告令中改正の件は昭和十七年九月一日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民職業能力申告令中改正ノ件

(昭和十七年九月一日  
厚生省令第四十二號)

昭和十五年十月厚生省令第四十三號國民職業能力申告令第二條第六號ノ要申告者ニ關スル申告ノ特別ニ關スル件中左ノ通改正ス

第一條中「昭和十五年十月十九日」ヲ「昭和十六年十月十六日」ニ改ム